

放課後児童クラブ入所申し込みを受け付けます

問 子ども子育て課 子ども子育て係(Tel.64-1535)

- 放課後児童クラブは、児童に、放課後の居場所を提供して保護者の皆さんが安心して働ける環境を整えています。
- 令和4年度の通常入所(月曜から土曜)と長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)のみの入所申し込みを受け付けます。
- 対象
保護者が就労などにより昼間家庭にいない、市内小学校1〜6年の児童
 - 開所日時
▽月曜〜金曜 下校時〜午後6時30分
▽土曜・長期休業(春休み・夏休み・冬休み) 午前8時〜午後6時30分
※日曜、祝日、年末年始(12月29日〜翌年1月3日)は閉所。
 - 利用料(月額)
▽通常入所 5千円
▽長期休業期間のみ入所 年間3万円
※利用料は、変更になることもあります。
 - 申込期間
11月1日(月)〜12月10日(金)(土、日、祝日を除く)
※受付時間は午前11時〜午後4時
 - 申込場所
各放課後児童クラブ(簡単な面談を予定)
持参するもの
印鑑・家庭で保育できないことを証明する書類(下表参照)
 - ※申込書・証明書用紙は各放課後児童クラブで配布
※申し込み多数の場合は選考(低学年を優先します)
 - 決定通知
令和4年1月下旬頃、決定通知を郵送します。
 - 利用料免除のお知らせ
生活保護を受給している世帯、市県民税非課税の世帯、就学援助の認定を受けている世帯の人は利用料の減額対象(半額)となります。
※免除申請の受け付けは、令和4年7月を予定しています。

■ 必要書類
(家庭で保育できないことを証明する書類)

対象	必要な証明書
給与所得の人 (パート、内職、事業専従者含む)	勤務・内職証明書
自営業の人(農漁業含む)	農業・自営業申立書
その他の人(家族の介護など)	申立書

※アレルギーがある場合は、医師の診断書が必要となる場合があります



■ 放課後児童クラブ一覧 ※令和3(2021)年9月15日現在

放課後児童クラブ名	設置場所	対象校区	問い合わせ先
大江放課後児童クラブ	大江小	大江	62-2082
瀬高放課後児童クラブ	瀬高小	瀬高	63-2062
南放課後児童クラブ	南小	南	63-8777
桜舞館放課後児童クラブ	桜舞館小	桜舞館	67-1688
清水放課後児童クラブ	清水小	清水	63-8987
水上放課後児童クラブ	水上小	水上	63-8763
岩田放課後児童クラブ	岩田小	岩田	090-8835-4350
江浦放課後児童クラブ	江浦小	江浦・開	090-1877-5919
二川放課後児童クラブ	二川小	二川	22-4778

※詳しくは各放課後児童クラブ またはみやま放課後児童クラブ事務局 (Tel. 67-0007) に問い合わせください



市ホームページ

幼稚園・保育所・認定こども園などの利用申し込みを受け付けます

問 子ども子育て課 子ども子育て係(Tel.64-1535)

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用施設
1号	満3歳以上	教育のみを希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	保育所、認定こども園、事業所内保育所など
3号	満3歳未満		

■ 市内施設一覧

施設名	住所	電話番号
▼保育所		
本郷慈光園	瀬高町本郷 593-2	62-2954
瀬高保育園	瀬高町下庄 1557	63-2265
太神保育園	瀬高町太神 1660	63-2472
浜田保育園	瀬高町濱田 742	62-2585
清水保育園	瀬高町本吉 835-2	62-2118
東山中央保育園	瀬高町坂田 1009	62-2400
ひばり保育園	瀬高町小田 1101-5	62-3769
二川保育園	高田町上楠田 2090-2	22-5652
開保育園	高田町黒崎開 848	22-5602
竹井愛児園	高田町竹飯 1283	67-1505
山川東部保育園	山川町尾野 1951-1	67-2161
▼認定こども園		
岩田幼稚園	高田町岩津 962	22-5085
ひがしやまあいじえん	瀬高町小田 2215-5	63-7519
大江幼稚園	瀬高町大江 191-2	62-2855
瀬高大谷幼稚園	瀬高町下庄 972	63-7419
山川幼稚園	山川町立山 182-11	67-2462
上庄ひいらぎこども園	瀬高町上庄 1295-1	63-7859
▼事業所内保育所		
キッズハウスヨコクラ	高田町濃施 501-1	85-8015

施設利用のスケジュール

- ◆10月1日から31日まで
施設を見学し、申し込みに必要な書類を準備しておいてください。
※見学は各施設へ問い合わせください。
- ◆11月1日から15日まで
書類を提出してください。
- ◆令和4年1月下旬
市役所から支給認定証などの通知が届きます。
※保育所以外の利用者は、通知が届いた後に施設と利用契約を交わしてください。
- ◆令和4年4月1日
利用開始
- ◆令和4年4月15日頃
「保育料決定通知書」が届きます。

- 令和4年度の幼稚園・保育所・認定こども園・事業所内保育所などの利用申し込みを受け付けます。
- 施設を利用するための認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって、3つの認定区分(左表)に分けられます。
- 1 はじめて保育所を利用したい人
 - 2 はじめて幼稚園・認定こども園・事業所内保育所などを利用したい人
 - 3 認定申請書利用申込書
- 申込期間 11月1日(月)〜15日(月)(土、日、祝日を除く)
 - ※受付時間は各施設に確認ください(日、祝日を除く)。
 - 申込場所 各施設



市ホームページ

- 1 共通事項
 - 2 申し込みに必要なもの
 - 3 認可外保育施設などを利用
- 認定申請書兼利用申込書
 - 保育を必要とする証明書
 - ※2号・3号認定の人のみ※兄や姉の分と重複する場合はコピー可
 - 認定申請書などの配布 申し込みに必要な書類は、子ども子育て課、各支所市民サービス係および市ホームページに備えています。
 - ※市内施設に在園している人には、10月中旬に各施設から配布されます。
 - ※市外保育所に在園している人には10月中旬に、市役所から郵送します。
 - 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の提出
 - 次のいずれかに該当する人で、無償化給付を希望する人は別途申請が必要です。※新年度申し込みと一緒に申請できます。
 - ① 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園を利用
 - ② 幼稚園などの預かり保育を利用
 - ③ 認可外保育施設などを利用